

緑豊かなまちづくりを進めましょう

～屋上及び壁面緑化補助制度のご案内～

緑化補助制度を利用して緑を増やしませんか。各務原市では緑化を実施される市民、事業者の方への緑化支援を設け、緑豊かなまちづくりを進めています。

概要

(1) 屋上緑化補助制度

屋上緑化が可能な市内の建築物の屋上（ベランダを含む。）に樹木、地被植物、草花等により緑化する事業（プランターなど移動可能なものは除く）の補助をします。（工事費の1/2で最高30万円）

(2) 壁面緑化補助制度

壁面緑化が可能な市内の建築物の壁面に、専用フェンス等の補助資材を設置して、ツル性植物などで通年緑化する事業の補助をします。（工事費の1/2で最高30万円）

補助事業対象者

市内の建物を所有し、又は管理する者

注意事項

- ・事業実施後の申請は受付できません。必ず工事前に申請してください。
- ・補助金の交付を受けた者は5年以上取得財産の維持管理に努めてください。
- ・補助金の交付を受けた者は緑化に係る工事の完了後1年以内に補助の対象となった樹木等が枯れた場合は、同等以上の樹木等を植栽しなければなりません。
- ・補助金交付申請は補助対象事業区分（屋上緑化、壁面緑化）ごとに当該年度に1回とします。
- ・国または県などの補助金を受ける場合は、各務原市屋上及び壁面緑化に関する補助金を受けることができません。ただし各務原市接道緑化に関する補助金との重複は妨げません。

申請の流れ

補助金交付申請書の提出

緑化工事の14日前までに補助金交付申請書（様式第1号）を提出

※添付書類

補助金交付決定通知書の交付

(1) 位置図

(2) 事業計画書（緑化計画平面図及び断面図、完成予想図など内容がわかるもの）

緑化工事

(3) 着工前の写真

(4) 見積書

完了届の提出

(5) 土地もしくは建物の所有者と違う場合の所有者承諾書

完了届け（様式4号）提出

※添付書類

緑化の確認

(1) 完成後の写真

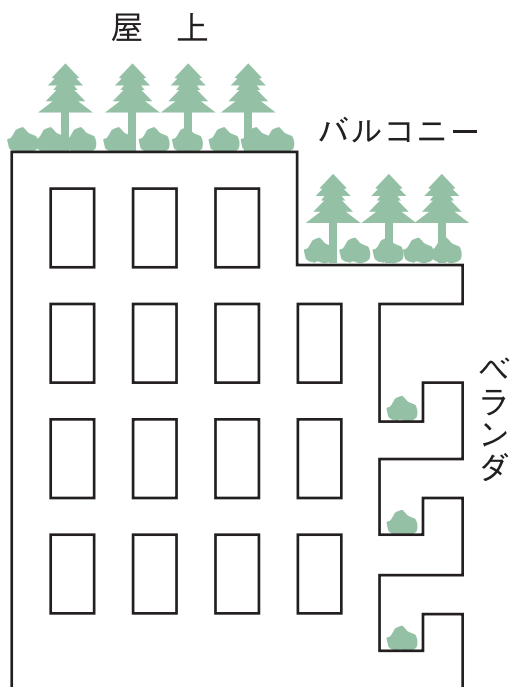
(2) 領収書の写し

補助金の交付

(3) 補助金交付請求書（別記様式3号）

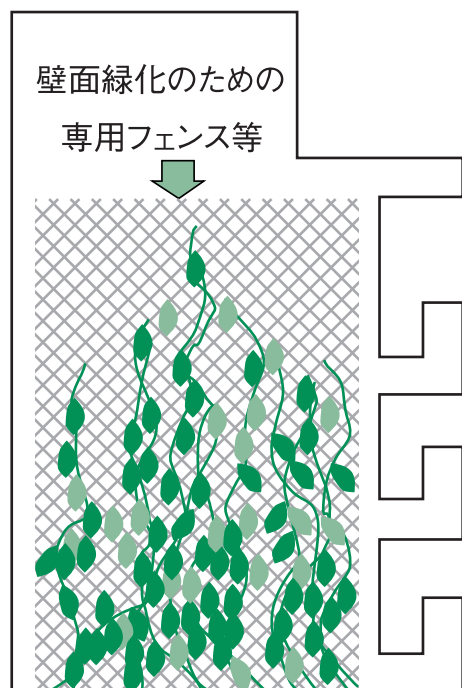
(4) 補助事業実施報告書（別記様式第4号）

屋上緑化補助制度



補助対象工事	補助対象外
<ul style="list-style-type: none"> ● 防水工事、客土工事（基盤材含む）、植栽工事（支柱設置など含む）、灌水工事など緑化に必要な工事 ● 自己工事においては材料など実費のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋上緑化を可能にするための建物補強工事 ● プランター等移動可能な物

壁面緑化補助制度



補助対象工事	補助対象外
<ul style="list-style-type: none"> ● 客土及びフェンス等の補助資材の設置工事、植栽工事、灌水工事など緑化に必要な工事 ● 客土には、地面のほかプランターなどを使用したもの、基盤材などを使用したものも可 ● 冬季に枯死しない植物 ● 専用フェンスは、概ね建物壁面から50cm以内 ● 自己工事においては材料代など実費のみ ● 市内の建築物の壁面緑化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 冬季に枯死する植物 ● 工作物の壁面緑化

各務原市役所都市建設部水と緑推進課
 問い合わせ先 TEL (058) 383-1111 (代表)
 各務原市那加桜町1丁目69番地

